平成２１年（フ）第７２４号
千葉県船橋市金杉９丁目17番９号
債務者　箭内　正子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７２７号
千葉県浦安市美浜５丁目４番508号
債務者　内藤美沙子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５０号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番14棟306号
債務者　古川　俊雄
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５９号
千葉市稲毛区黒砂２丁目１番１号　奏光プラザ302号
債務者　平岡千弥子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７９号
千葉市美浜区高浜４丁目１番１棟203号
債務者　加藤　武彦
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６４号
宮城県岩沼市下野郷字舘外110番地
債務者　山田　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７４号
仙台市泉区住吉台西４丁目11番地の10
債務者　後藤　由光
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
茨城県古河市三杉町１―５―34　ディアーナＢ棟105、住民票上の住所茨城県古河市関戸991番地１
債務者　大久保　健
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４８号
茨城県古河市尾崎3334番地28
債務者　齋藤　一男
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１５７号
茨城県古河市女沼799番地９
債務者　熊倉　享子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６０号
茨城県古河市上辺見1488番地３、前住所茨城県古河市下辺見1029番地２
債務者　山崎　　敦
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６８号
茨城県筑西市下岡崎２丁目５番地７　メゾン嵐１―101
債務者　竹澤　　藍
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６９号
茨城県古河市駒羽根５番地４、住民票上の住所茨城県古河市水海2981番地106
債務者　山口　　博
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７０号
茨城県坂東市鵠戸1241番地15
債務者　吉田くみ子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７１号
茨城県古河市駒羽根785番地１
債務者　富田　　泉
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５号
千葉県南房総市白浜町根本1578番地８
債務者　成田　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第５３号
山梨県南アルプス市桃園303番地３
債務者　萩原　真理
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
山梨県南アルプス市飯野718番地４
債務者　松島　政広
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係